

「まん延防止等重点措置解除」に伴う 教育プラザ施設利用における変更点

令和3年 10月1日からのご利用は以下の通りです。

- (1) 全館における利用時間は**通常どおりの 21 時まで**
- (2) 研修室等の貸館
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた上でのご利用
 - ※ **飲食：R3年7月30日までの条件(プラザHP掲載)で可**
- (3) 体育館(富樫・此花)
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた上でのご利用
- (4) 子育て広場
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた上でのご利用
 - ※ **飲食：R3年7月30日までの条件(プラザHP掲載)で可**
- (5) 子ども情報室
 - ・ 利用時間は**通常どおりの18時まで**
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた上でのご利用